

◆◆ 明石市高等職業訓練促進給付金事業 ◆◆

高等職業訓練促進給付金等事業とは、ひとり親の方が就業に結びつきやすい資格を取得するため、養成機関で修業中の生活費の負担の軽減を図るために給付金を支給する制度です。

対 象 者



本市に居住するひとり親家庭の親で、次の全ての要件を満たす方

- 20歳未満の児童を養育している
- 児童扶養手当の支給を受けているか、申請者の所得が同等の所得水準にある
(ただし、所得水準を超過した場合であっても、1年に限り対象者となる)
- 養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる
- 就業又は育児と修業の両立が困難である
- 過去に本制度を利用して給付金を受給していない
- 求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法第24条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練支援給付金等を受けていない
- 大学等修学支援法による給付型奨学金の認定を受けていない

対 象 資 格

- (1) 看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・社会福祉士・調理師・栄養士・美容師・理容師・言語聴覚士・はり師・きゅう師・あんまマッサージ指圧師・精神保健福祉士・シスコシステムズ認定資格・LPI認定資格
- (2) 専門実践教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の指定講座のうち、訓練期間が6か月以上の資格
- (3) 一般教育訓練給付金の指定講座のうち、訓練期間が6か月以上かつ情報関係の資格
(国の教育訓練講座検索システムにおける「情報関係」分野の指定講座に限る)

【教育訓練講座検索システム】

(<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>)



支 給 額 ・ 支 給 期 間

給付金には、「高等職業訓練促進給付金」と「高等職業訓練修了支援給付金」があります。
なお、支給額は、申請者及び同居の家族全員の市民税課税状況によって決定します。(4～7月は前年度、8～翌3月は当年度の課税状況により判定。)

【高等職業訓練促進給付金】

世帯区分	支給額※	支給期間
非課税	月額 100,000 円	修学期間に相当する期間（上限 48 か月）
課税	月額 70,500 円	修学期間に相当する期間（上限 48 か月）

※申請月より、月額支給となります。

※修学の最終 12 か月は月額 40,000 円増となります。

※修業期間中に児童が 20 歳になった場合、20 歳になる月までが支給対象です。

※取得する資格により支給期間は異なります。

【高等職業訓練修了支援給付金】

世帯区分	支給額	支給時期
非課税	50,000 円	修学修了時に 1 回
課税	25,000 円	修学修了時に 1 回

※修業開始時点で対象者としての要件をみたしていない場合は受給対象となりません。

利用方法

申請には事前相談が必要です。養成機関への入学申請の前に、児童福祉課において必ず事前相談（面談）を受けてください。

【手続きの流れ】



注意事項

- 働きながら資格取得を目指す場合には、通信教育を利用できることがあります。（雇用証明書等の書類により、一定時間以上の就労に従事していることの証明が必要。）
- 一部の講座において、高等職業訓練促進給付金と自立支援教育訓練給付金を併用することができます。ただし、自立支援教育訓練給付金を受ける場合、兵庫県社会福祉協議会からのひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金の入学準備金の貸付を受けることはできません。

（問い合わせ） 明石市児童福祉課
TEL：078-918-5027
FAX：078-918-5196